

令和7年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：農産局地域作物課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> 糖類及び砂糖菓子、各種の調製食料品																				
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第2項 ○具体的な内容 「令和7年3月31日まで」とされているものを1年間延長する。																				
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考												
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠														
		別紙参照																				
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		○施行期日 令和7年4月1日 ○適用期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日																				
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>輸入される粗糖と精製糖（以下「指定糖」という）については、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」（昭和40年法律第109号。以下「糖調法」という。）に基づき、指定糖調整金及び関税を徴収することとされ、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が指定糖の売買を行う際、WTO協定税率（以下「譲許税率」という。）の範囲内で一次、二次調整金の徴収を行うこととなっている。</p> <p>指定糖の税率については、ウルグアイ・ラウンド以前には譲許していなかったが、平成7年4月1日以降、調整金及び関税を合計した額について譲許しており、平成12年度まで同率で引き下げることとされたことから、関税部分についても、暫定税率として同率引き下げを行った。</p> <p>現在の指定糖の一次調整金（令和4砂糖年度（※）平均）は、粗糖で約19円/kg、精製糖で約48円/kgとなっている。また、国内の砂糖の需給動向を踏まえて、農林水産大臣が定める輸入指定糖の数量を超えて輸入される粗糖については、二次調整金（令和4砂糖年度）として約26円/kg（精製糖換算：27円/kg）が一次調整金に上乗せして課されている。</p> <p>具体的なデータとして角砂糖（1701.99-100）を例とし、過去5年間のデータは以下のとおりである。</p> <p>（※）当該年の10月から翌年の9月までの期間</p> <p style="text-align: right;">単位：円/kg</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>30SY</td> <td>R元SY</td> <td>R2SY</td> <td>R3SY</td> <td>R4SY</td> </tr> <tr> <td>譲許税率</td> <td>106.20</td> <td>106.20</td> <td>106.20</td> <td>106.20</td> <td>106.20</td> </tr> </table>										30SY	R元SY	R2SY	R3SY	R4SY	譲許税率	106.20	106.20	106.20	106.20	106.20
	30SY	R元SY	R2SY	R3SY	R4SY																	
譲許税率	106.20	106.20	106.20	106.20	106.20																	

基本税率	63.50	63.50	63.50	63.50	63.50
暫定税率	39.98	39.98	39.98	39.98	39.98
調整金(一)	40.45	39.38	36.44	29.72	20.08
調整金(二)	26.82	26.82	26.82	26.82	26.82

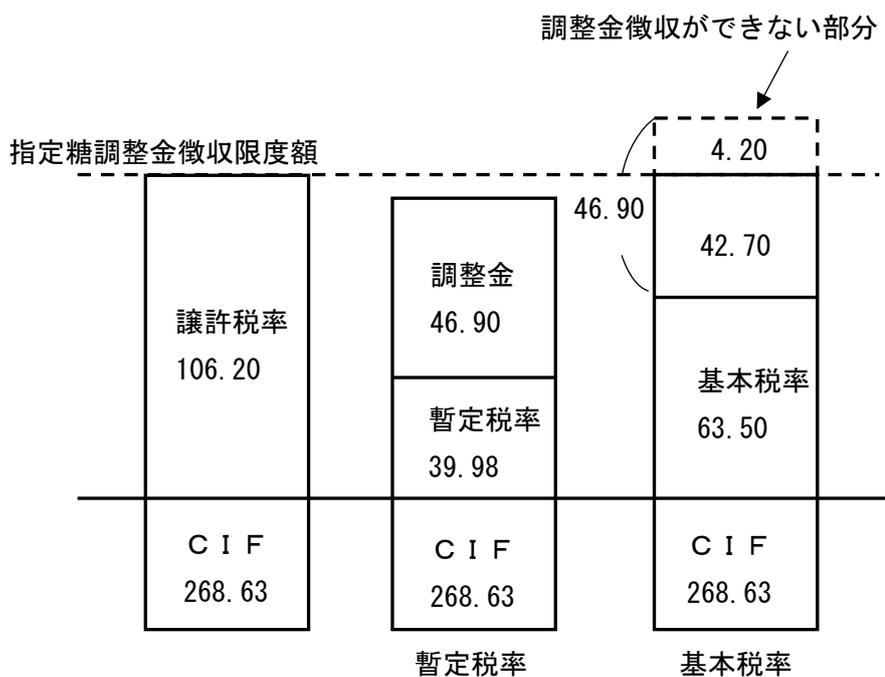
② 問題点

基本税率の場合、一次調整金の徴収はほぼ全額可能となるものの（注：指定糖の一次調整金単価は四半期毎に変動する関係で、時期によっては、ごくわずかに譲許税率を上回り調整金徴収額が全額とならない場合もある。）、二次調整金の十分な徴収が行えず、調整金収入をもって国内甘味資源作物及び国内産糖生産支援をするという現行の砂糖制度の維持が困難となる。

改正の必要性と目的達成の見通し

① 改正の方向性

1701.99-100 (R4SY実績値)
 角砂糖・棒砂糖の調整金徴収額の概念図
 (単位：円/kg)



上図のとおり、基本税率より低い暫定税率を設定した場合、譲許税率の範囲内で調整金の徴収を全額（注：上図の 46.90）行うことが可能となる。基本税率の場合、調整金の十分な徴収が不可能となり（注：上図の 42.70）、糖調法の運用に支障をきたす可能性が生じる。そのため、暫定税率を設定することにより、現行制度の維持に寄与している。以上のことから、現行の暫定税率を引き続き延長する必要がある。

② 改正目的達成予定時期

WTO交渉の状況等によっては、指定糖について更なる譲許税率の削減等の可能性も否定できないことから、現行暫定税率を維持し、今後の更なる関税削減方

	式について柔軟に対応できるよう措置しておく必要がある。
改正の効果と妥当性	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>指定糖の関税部分について暫定税率を設定することにより、譲許税率の範囲内で調整金を徴収することができ、それを財源として国内甘味資源作物及び国内産糖の生産の維持を図ることが可能となる。</p> <p>【令和4砂糖年度調整金徴収額試算】※1701.99-100について</p> <p>・輸入実績：1,010トン、271百万円</p> <p>①基本税率の場合の調整金徴収額 $1,010,000\text{kg} \times 42.70\text{円/kg} = 43\text{百万円}$</p> <p>②暫定税率の場合の調整金徴収額 $1,010,000\text{kg} \times 46.90\text{円/kg} = 47\text{百万円}$</p> <p>暫定税率の場合、調整金は4百万円多く徴収可能となる。</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>—</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>令和6年度末をもって暫定税率を廃止して基本税率に戻した場合、国内の甘味資源作物及び国内産糖の支持財源である調整金が徴収できない事態が発生し、我が国の砂糖制度の維持が困難となる可能性があるため、現行暫定税率を延長して柔軟な対応を行えるようにすることが妥当である。</p>
政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>—</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>—</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>砂糖は、国民生活上なくてはならない基礎的食料であり、砂糖の原料となる甘味資源作物であるさとうきびは、沖縄県・鹿児島県南西諸島において、他作物に代替不可能な基幹的作物、北海道のてん菜は、地力確保のために不可欠な輪作体系を支える重要な作物であり、産地の製糖工場とともに地域の雇用・経済を支える重要な役割を果たしている。</p> <p>一方、我が国には国土条件等の制約から、国産品と輸入品には大きな内外価格差が存在するため、関税暫定措置法に基づく暫定税率を適用し、譲許税率の範囲内で輸入原料糖及び精製糖等の指定糖から調整金が徴収され、国内産業を支援する交付金の財源とされている。このため、国内の生産者の経営の安定、国内製造業に対する砂糖の安定供給の観点から継続要望も多いことから、引き続き本制度の実施が必要である。</p>

	<p>④ 関連措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 <input type="checkbox"/> 輸入糖と国内産糖との価格調整を図るため、甘味資源作物及び国内産糖について交付金を交付する措置等を実施。
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>指定糖についての暫定税率は、ウルグアイ・ラウンド後に譲許して以降、その削減税率に応じて現在まで延長されている。</p>
<p>措置による効果</p>	<p>改正の効果と妥当性「①改正によって期待される効果」と同じ。</p>

税番	統計 細分	品名	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
		【糖類及び砂糖菓子、各種の調製食料品】								
17.01		甘しゅ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしゅ糖（固体のものに限る）								
1701.91	000	その他のもの 香料又は着色料を加えたもの	63.50 円/kg	39.98 円/kg		63.50 円/kg	39.98 円/kg	106.20 円/kg		
1701.99	100	その他のもの 1 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの	63.50 円/kg	39.98 円/kg		63.50 円/kg	39.98 円/kg	106.20 円/kg		
17.02		その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）糖水（香料又は着色料を加えていないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びキャラメル								
1702.90		その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の50%含有するものを含む）								
	110	1 砂糖 -分蜜糖	35%	24.5%		35%	24.5%	61.9%		
	211	2 砂糖水 -分蜜糖のもの	35% 又は 27円/ kgの うち いずれ か 高い 税率	24.6% 又は 13.30 円/ kgの うち いずれ か 高い 税率		35% 又は 27円/ kgの うち いずれ か 高い 税率	24.6% 又は 13.30 円/ kgの うち いずれ か 高い 税率	35.4%又は47 円/kgのうち いずれか高い 税率		
21.06		調製食料品（他の項に該当するものを除く）								
2106.90		(2) その他のもの A 糖水（着色料又は香料を加えたものに限る。）								
	221	-分蜜糖のもの	35% 又は 27円/ kgの うち いずれ か 高い 税率	24.6% 又は 13.30 円/ kgの うち いずれ か 高い 税率		35% 又は 27円/ kgの うち いずれ か 高い 税率	24.6% 又は 13.30 円/ kgの うち いずれ か 高い 税率	52.5% 又は 49.70 円/kg のうちいずれ か高い税率		